

セルフプランについて（障害者総合支援法等の規定）

○障害者総合支援法（抄）

（支給要否決定等）

第二十二条 **市町村は、**第二十条第一項の申請に係る**障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定**（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）**を行うものとする。**

2～4 （略）

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、**主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案【セルフプラン】を提出することができる。**

6～8 （略）

○障害者総合支援法施行規則（抄）

（法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合）**【セルフプランが認められる場合】**

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合は、**身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。**

（法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案）**【セルフプラン】**

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案は、**指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。**

(6) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、**「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針**に変わりはない。本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) **セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。**
- 2) **計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。**
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3) のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、**基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。**

なお、3) の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づき生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

2 のぞまないセルフプランの解消について

これまでの対応

- 相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランは、身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合又は障害者や障害児の保護者が希望する場合に利用が認められているものである。
- 相談支援事業所数や利用者数は年々増加している一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きくなっており、まず、令和7年3月から、都道府県ごとに加え、市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見える化を図ったところ。（令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率：計画相談15.8%、障害児相談30.7%）
- 相談支援人材の確保対策としては、以下の取組を実施。
 - ① 令和6年度報酬改定における、計画相談等の基本報酬や各種加算の見直しによる経営状況の改善や、「相談支援員」の創設による人員体制の確保
 - ② 令和6年度補正予算による、法定研修の強化（国研修の拡充、都道府県研修に対する10/10補助）
- また、令和4年の障害者総合支援法の改正における基幹相談支援センターの強化を踏まえ、地域における相談支援の体制整備の再構築を行っているところであるが、基幹相談支援センターの市町村の設置率は、未だ約6割の設置状況（または機能が不十分）であり、令和6年度から令和8年度に向けて、以下の取組等を実施。
 - ① 都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催（令和6年度～令和8年度の実施を予定）
 - ② アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施（〃）

今後の方向性

- 引き続き、各自治体の状況が見える化し、各自治体における地域の状況を自ら分析する取組を促しながら、次期障害福祉計画に改善に向けた取組を記載していくべきではないか。あわせて、相談支援体制の充実強化等も進めつつ、各自治体におけるのぞまないセルフプランの解消の取組を促していくべきではないか。

(自立支援) 協議会の概要

経緯

- (自立支援)協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。

概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法89条の3第1項)
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法88条第9項、89条第7項)
- 設置状況(R7.4月時点) 市町村 : 1,693自治体(設置率約97%)
都道府県 : 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

主な機能と留意点

主な機能

- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ・地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ・地域における関係機関の連携強化
- ・社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ・都道府県協議会との連携

等

留意点

- 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
 - ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
 - ・個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的を開催すること。
 - ・市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。
- 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
 - ・市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
 - ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
 - ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
 - ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
 - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

「する協議会の設置運営について」(令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号)